



ドメスティック・バイオレンス (DV)

○ドメスティック・バイオレンス(DV)って何？

夫婦間・パートナー間の暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。結婚しているかどうかは問いません。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。

どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害になります。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)

夫からの暴力を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為」と規定し、暴力と女性への人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の導入、婦人相談所や婦人相談員の位置付けや、関係機関相互の連携協力の義務付けなど、被害女性の救済を目的としております。

暴力の形態(これらの行為はDVに見られる例です)

◆身体的暴力

小突く・殴る・蹴る・殴るふりをする・包丁を突きつける・ものを投げつける・髪を引っ張り、引きずりまわす・タバコの火を押し付ける・首を絞める・階段から突き落とす

◆精神的暴力

何でも従えと言う・発言権を与えない・交友関係や電話の内容を細かく監視する・外出を禁止する・何を言っても無視する・人前で侮辱する・大事なものを捨てる、壊す・罵詈雑言を浴びせる・夜通し説教をして眠らせない

◆子どもを巻き込んだ暴力

子どもに暴力を見せる・子どもを危険な目に遭わせる・子どもを取り上げる・自分の言いたいことを子どもに言わせる・子どもに暴力をふるうと脅す

◆経済的暴力

生活費を渡さない・外で働くことを妨害する・洋服などを買わせない・家庭の収入について何も教えない・家計を厳しく管理する

◆性的暴力

見たくないのにポルノビデオを見せる・脅しや暴力的な性行為・避妊に協力しない・中絶の強要・子どもができない事を一方的に非難する・性行為の強要

夫やパートナーからの暴力にあっている方、一人で悩まずご相談ください。

問合せ先 市民生活課

相談窓口名称	相談内容	電話番号	受付時間等
配偶者暴力相談支援センター (山梨県女性相談所)	身体的・精神的指導、カウンセリング、一時保護など全般的な相談・情報提供を行います。	055-254-8635	面接相談 月～金 9:00～15:00 電話相談 月～金 9:00～17:00
山梨県立総合女性センター	女性についての全般的な相談・情報提供を行います。	055-237-7830	面接相談 火～日 9:00～16:00 電話相談 火～日 9:00～17:00
山梨県立富士女性センター		45-1666	
山梨県立峡南女性センター		05566-4-4777	
女性人権ホットライン (甲府地方法務局人権擁護課)	身体的・精神的指導、カウンセリングなど全般的な相談・情報提供を行います。	055-252-0430	面接相談 月～金 9:00～16:00 電話相談 月～金 8:30～17:00
甲府地方法務局都留支局	人権相談全般	43-4381	面接相談 月～金 9:00～16:00 電話相談 月～金 8:30～17:00
山梨県警察総合相談室 都留警察署	加害者の検挙、指導、警告を行います。自衛・対応策についての情報など適切な措置をとります。	055-233-9110 45-0110	面接相談 月～金 8:30～17:00 電話相談 月～金 8:30～17:00